

要 請 事 項

- 平成24年10月から「石油石炭税の税率の特例措置」が導入されたが、これと関連した『地球温暖化対策に関する地方の財源確保』については先送り
- 山村地域の市町村では、恒久的・安定的な地方財源が大幅に不足し、国からの補助金だけでは、森林の整備・保全や山村の活性化について、継続した取組みを行うことができない
- 「石油石炭税の税率の特例措置」による税金の一定割合を森林面積に応じて市町村に譲与するなどの『地球温暖化対策に関する地方の財源確保』の仕組みを早急に構築することにより、我々市町村は、山村の活性化、森林・林業対策の充実に取り組むことができる
- ついては、地域の活性化に資する『地球温暖化対策に関する地方の財源確保』の実現に、ご尽力いただきますようお願いいたします

全国森林環境税創設促進連盟
全国森林環境税創設促進議員連盟